

令和 6 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画からの主な変更点等

I 公共用水域の水質測定計画

5 測定項目及び測定頻度

(1) 河川 (本体 3、6、7 ページ)

① 生活環境項目

大腸菌数について、令和 6 年度の測定の結果、年間を通じた評価で環境基準未達成となった地点のうち、隔月で測定している地点は、従来どおりの考え方にに基づき、頻度を毎月に原則重点化する(12月時点で白岩川東西橋と泉正橋、中川落合橋と布施川落合橋)。

② 健康項目

ほう素について、従来どおりの考え方にに基づき、年 1 回の測定で検出された地点は、動向を詳細に確認するため頻度を年 4 回に重点化し、年 4 回の測定で検出されなかった地点は、頻度を年 1 回に効率化する。

番号	地点	測定機関	項目	現行の測定頻度	近年の状況	新たな測定頻度
7	小矢部川 (城光寺橋)	国土交通省 (富山)	ほう素	年 1 回	検出あり	年 4 回
23	神通川 (萩浦橋)	国土交通省 (富山)	ほう素	年 1 回	検出あり	年 4 回
26	高原川 (新猪谷橋)	富山市	ほう素	年 1 回	検出あり	年 4 回
44	上市川 (魚躬橋)	富山県	ほう素	年 1 回	検出あり	年 4 回
53	黒瀬川 (石田橋)	富山県	ほう素	年 4 回	検出なし	年 1 回

③ 要監視項目

従来どおりの考え方にに基づき、令和 7 年度は次のグループ 3 の 11 項目を測定する。

28 項目について、過去の検出項目は毎年測定し、その他の項目は 3 グループに分類し 3 年で一巡するように測定する (3 年ローリング)。

区分	検出項目 (3 項目・毎年)	その他の項目 (25 項目・3 年ローリング)
グループ 1 (令和 8 年度)	ニッケル モリブデン 全マンガン	農薬 A ^{※1} 、フェノール、 ホルムアルデヒド (10 項目)
グループ 2 (令和 9 年度)		オキシ銅、フタル酸ジエチルヘキシル、 塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン (4 項目)
グループ 3 (令和 7 年度)		VOC 等 ^{※2} 、フェニトロチオン、イソプロチオラン、 フェノブカルブ、アンチモン、ウラン (11 項目)

※1 農薬 A (8 項目): イソキサチオン、ダイアジノン、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、
ジクロルボス、イプロベンホス、クロルニトロフェン

※2 VOC 等 (6 項目): クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、
p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン

PFOS及びPFOAについて、環境基準点 7 地点、補助測定点 3 地点で年 1 回測定する。

④ 特殊項目 変更なし

(2) 湖沼（本体 3、4、8 ページ）

① 生活環境項目 変更なし

② 健康項目

従来どおりの考え方に基づき、令和 7 年度は次のグループ 1 の 13 項目を測定する。

調査開始以来、測定値が環境基準を超過したことがなく、また発生源からの汚濁物質の流入が少ないことから、測定項目を 2 グループに分類し、各項目隔年で測定する。

区分	測定項目
グループ 1 (令和 7 年度)	ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、ふっ素、ほう素（13項目）
グループ 2 (令和 8 年度)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、 アルキル水銀※、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン（13項目）

※アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定を実施する。

③ 要監視項目

PFOS 及び PF0A について、環境基準点 1 地点で年 1 回測定する。

(3) 海域（本体 4、8 ページ）

① 生活環境項目 変更なし

② 健康項目

その他の富山湾海域においては、従来どおりの考え方に基づき、令和 7 年度は次のグループ 1 の 16 項目を測定する。

その他の富山湾海域の 5 地点においては、過去の検出状況を踏まえ、測定項目を 2 グループに分類し、各項目隔年で測定する。

区分	測定項目
グループ 1 (令和 7 年度)	ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素※ ² （16項目）
グループ 2 (令和 8 年度)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、 アルキル水銀※ ¹ 、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素※ ² 、 1,4-ジオキサン（9 項目）

※¹ アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定する。

※² 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については毎年測定する。

③ 要監視項目 変更なし

④ 特殊項目等 変更なし

6 測定方法、報告下限値等（本体 5、11～13 ページ）

要監視項目に PFOS 及び PF0A を追加する。

測定方法について、日本産業規格の規格番号の変更や公定分析法の変更を反映予定。

Ⅱ 地下水の水質測定計画

4 調査区分ごとの調査概要

(1) 概況調査 (本体14、17、18、22ページ)

測定地点選定は、従来どおりの考え方に基づき、令和7年度は10市4町の76地点で測定を実施する。

県内平野部の4kmメッシュ分割により調査区域を設定し、測定地点は、各調査区域をさらに4つに分割した2kmメッシュ毎に定点1地点を設定する。

測定は、毎年4kmメッシュ毎に1地点で行い、2kmメッシュ毎に設定された4つの定点を4年で一巡する。

(2) 継続監視調査 (本体15, 16, 19ページ)

継続監視調査を行ってきた氷見市諏訪野及び南砺市本町の2地域について、全ての調査地点において、3年間、環境基準値以下であったことから、継続の必要性を判断するための調査を実施した結果、環境基準値以下であったため、継続監視調査を終了する。

(参考) 継続監視調査の終了までの流れ

① 継続監視調査を実施している地域の全ての調査地点において、3年以上、環境基準値以下

↓

② ①の次年度

過去の調査結果を踏まえて、最も濃度の高い季節に継続監視調査と同じ調査地点において、年1回 (※今回は年2回調査) の調査を行い、全ての調査地点で環境基準値以下

↓

③ 当該地域での継続監視調査を終了

※4年後に環境基準の達成状況を確認するため再度調査を実施

なお、新たな地下水汚染などは発見されていないため、新たに継続監視調査を実施する地域はない。

5 測定方法、報告下限値等 (本体16、20～21ページ)

測定方法について、日本産業規格の規格番号の変更や公定分析法の変更を反映予定。